

令和 3 年度事業計画書

基本方針

社会情勢の進展と高齢化社会の進行により、地域住民の福祉ニーズも複雑かつ多様化の傾向にある。これらの福祉活動の中核的役割を担うべき社会福祉協議会も行政と連携を密にし、新しい時代に対応した福祉サービスの展開が求められている。これらの要求に対応するためにも社会福祉協議会の組織機能の充実強化を図るとともに、関係機関、団体及び村民の積極的協力を得て地域福祉の向上に貢献する。

重点目標

1. 住民参加による地域福祉活動の推進
2. 民生委員児童委員協議会の組織強化及び活動の推進
3. ボランティアの育成及び組織化の推進
4. 社会福祉協議会の組織強化の推進

実施事業

(1) 老人福祉に関する事

1. 村老人クラブ連合会関係事業への参加協力
2. 給食サービス事業の実施（月3回）
3. ミニデイサービス事業の実施（月10回）

(2) 児童福祉に関する事業

1. スポーツ大会への援助
2. 子供会への援助

(3) 障害者福祉に関する事業

1. 親の会定例会・身障福祉大会への参加

(4) 生活福祉資金貸付事業

1. 生活福祉資金の貸付（新型コロナ関連の特例貸付 緊急小口資金）
2. 生活に関する相談事業
3. 更生指導及び償還督励
4. 離職者支援資金の貸付

(5) 調査広報活動に関する事業

1. 社会福祉活動に対する寄付者及びその他関係行事を村民に周知させるために村公報誌等に啓発を図る。
2. 赤い羽根共同募金運動広報活動

(6) 各種団体への助成

1. 村民生委員児童委員協議会
2. ボランティアグループ
3. 子供会
4. 障害児を持つ親の会

(7) ボランティア育成と活動の推進

1. ボランティア団体等の指導・協力
2. 災害時における災害ボランティアセンター設置準備

(8) 民生委員児童委員協議会の育成指導に関する事業

1. 定例会への出席（毎月第4火曜日）年12回
2. 研修会の実施

(9) 介護保険事業

1. 訪問介護事業の実施
2. 通所介護事業の実施
3. 居宅介護支援事業の実施

(10) その他の事業

1. 令和 3年度赤い羽根共同募金説明会の開催
令和 3年10月1日
2. 赤い羽根共同募金への取り組み（令和 3年10月1日～12月31日）
3. 歳末助け合い運動への協力（令和 3年12月1日～12月31日）
4. 生活支援体制事業
5. 日常生活自立支援事業

(11) 指定管理の実施

1. 伊平屋村生活支援ハウス（とらず園）の管理運営
①居住部門 ②短期居住部門
2. 介護予防・日常生活支援総合事業
(1) 介護予防通所介護相当サービス

(12) 障害福祉サービス事業

- (1) 居宅介護事業